

【会議の概要】

会 議 名：令和2年度第3回加古川市障害者施策推進協議会

日 時：令和2年10月16日（金）14時00分から16時00分まで

場 所：加古川市立青少年女性センター 4階 大会議室

議 題：（１）第6期加古川市障害福祉計画及び第2期加古川市障害児福祉計画の素案について
（２）第6期加古川市障害福祉計画及び第2期加古川市障害児福祉計画に係るパブリックコメントの実施について

出 席 者：委員7名、市（事務局）12名

欠 席 者：委員2名

公開・非公開の別：公開（傍聴者1名）

【会議の要旨】

各議題について、意見聴取を以下のとおり行った。

- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について、緊急短期入所受け入れのみ明記されており、医療的ケア児に対する支援全般を指すのであれば、限定的でない方がいいのではないか。
- ・障害児通所支援等における活動指標において、「子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図った結果として、児童クラブ等での障がい児の受入状況等を示してはどうか。
- ・計画全体として、「障がい者」と「障がいのある人」、「等」と「など」が散見されるので、使い分けの整理等について、再度、確認願いたい。

司会：事務局、議長：会長

1 開 会

《事務局より配布資料の確認》

2 議 事

（１）第6期加古川市障害福祉計画及び第2期加古川市障害児福祉計画の素案について

《事務局から資料に沿って、「第1章・第2章の変更点」について説明》

[会長]

事務局からの説明は終わりました。

何かご意見等ございますでしょうか。

[委員]

成果目標4の「（２）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」について、括弧書きで緊急短期入所受け入れとありますが、これに限定されるのでしょうか。

例えば、先日局地的な停電があり、本校では非常用発電機があるため数時間は電源供給は可能ですが、自宅での電源確保など特に命に関わる課題もありますので、緊急短期入所受け入れだけに限らないでいただきたいと考えています。

[事務局]

緊急短期入所受け入れについては、地域生活支援拠点等の関連もあり記述しておりましたが、ご意見のとおり、これに限らず協議していきたいと考えておりますので、整理して計画に反映したいと思います。

[会長]

他にご質問やご意見はございませんでしょうか。

特にないようですので、続きまして「第3章」について、事務局から説明をお願いします。

《事務局から資料に沿って、「第3章」について説明》

[会長]

事務局からの説明が終わりました。

「第3章」について、何かご意見・ご質問がありましたらどうぞ。

[委員]

重度訪問介護について、「重度の肢体不自由者で」と記載されていますが、実際に強度行動障がいのある方が利用されていますので、「肢体不自由者」に限らない記載に変更していただきたいと思います。

[事務局]

ご指摘のとおり、知的障がいや精神障がいのある方も対象となる制度ですので、表記を改めさせていただきます。

[委員]

共同生活援助ですが、現状の内訳として日中サービス支援型の利用者数はわかりますか。高齢で障がいのある方、医療的ケアが必要な方に対して有効だと考えておまして、現状を踏まえて将来的にこうしていこうといったことがありましたら、教えていただけたらと思います。

[事務局]

ご意見いただいた日中サービス支援型のグループホーム利用者数については、把握できていないのですが、数は少ない状況です。県外の施設で、施設入所されている方が日中サービス支援型グループホームに移行されたケースは把握していますが、市内の状況としてはまだ土壌が出来上がっておりません。グループホーム自体の数は増えておりますので、今後は日中サービス支援型の整備について積極的に働きかけていきたいと考えております。

[委員]

相談支援専門員の受け持つ件数が大きく偏っているように思うのですが、市がバランスを取れるように割り振っていくといったことはできないのでしょうか。

1人の相談支援専門員が200人近く受け持つとなると、利用者の顔も浮かばなくなるように思うのですが、相談支援従事者初任者研修だけで充実されるのでしょうか。

[事務局]

相談支援専門員の数を増やすために、まずは相談支援従事者初任者研修の受講を積極的に促すことを考えております。

毎年、5人程度に研修を受講していただいております。相談支援専門員の実態として、市内の相談支援事業所に調査したところ、相談支援専門員1人で40～60人を受け持っている相談員が多いという結果になりましたので、この5人が約60人を受け持つと仮定して数値を算出いたしました。

受け持つ件数の偏りという点では、相談支援専門部会において月1回の受入状況調査を行っており、この調査結果を基幹相談支援センターや市、相談支援事業所で共有することで、偏りを少しでも緩和できればと考えております。なお、緊急性が高いものなどについては、市が随時対応しております。

[会長]

計画相談支援の待機者がどれくらいいるのかは把握されていますか。

[事務局]

具体的な待機者数については把握できておりませんが、窓口等において対応可能な相談支援事業所が見つからないといった声を今年度に入ってから聞いておりませんので、待機者は出ていないのではないかと考えております。

[委員]

相談支援に関して、加古川市は5～6年前に比べ大変充実しているというのはよく聞きます。

参入を呼びかける先に関しての意見ですが、ケアマネジャーと相談支援は事業は異なりますが、やはりプランニングということでは共通項はありますし、居宅介護支援事業所に声をかけていくことも考えられます。あるいは地域生活支援拠点の資源として、老人福祉施設のある事業所というのは貴重になりますので、そのあたりを掘り起こしていくことが必要だと思います。

加古川市はそうではないかも知れませんが、地域包括というのが名ばかりで障がい者が入っていないことがあります。そこに障がい者に対する目線が入り込むことで本当の意味での包括体制と言えるので、老人福祉領域に投げかけていくのがいいのではと考えています。

[事務局]

地域包括と基幹相談支援センターにおいて、ケアマネジャー向けに障害福祉サービスの実施や65歳に向けての移行に係るタイミングなどの初動的なものについて、2年前頃から講習会を実施しております。今後は、障害高齢者ということではなく、サービス移行は必ずやってくるので、ご意見いただいた流れのところも充実させていき、体制も整えていきたいと考えています。

[委員]

計画相談の事業所が増えていく見込みというところで、見込量の確保はできるかと思いますが、相談支援専門員が増えることだけではなく、何年か経験を積んでいただきましたら主任相談支援専門員養成研修があるので、そこまで目を向けていかないとベテランの相談支援専門員が育たないと思っています。そのあたり、どうお考えか聞かせてください。

[事務局]

主任相談支援専門員養成研修についても、現在調査を行っているところでありますが、県が主催の研修となりますので、こちらで優先順位等について精査したうえで、積極的に推薦していきたいと考えております。

[委員]

医療的ケア児等のコーディネーターに関してですが、職種等の決まりはあるのでしょうか。また、役割や配置の考え方についても教えていただきたいと思います。

[事務局]

医療的ケア児等のコーディネーターについては、県が主催となる医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了している相談支援専門員が対象となります。役割については、自立支援協議会の専門部会において、相談支援専門員に対し、知識の習得や支援の方法といった研修をしていただくことを検討しております。また、各関係機関との調整であったり、障害福祉サービスの提供に繋がるためのコーディネート業務をしていただくことになります。配置についてはこれから検討していくことになりますが、県に確認したところ、登録や契約行為までは求められておらず、連携体制が取れていれば問題ないとのことでした。

[委員]

計画案の冒頭に「子ども・子育て支援事業計画との整合性を図る」と記載されていますが、なかなかここまで表現されている自治体は少ないです。障害児福祉計画の数値はこれで結構かと思いますが、参考という形で放課後児童クラブにおいて障がいのある子どもさんがどれだけ通ってらっしゃるかを掲載することで見える化されてもいいように思います。

[委員]

医療的ケア児の協議の場において協議された内容について、実現方策というのはどのように具現化していくかなどの目途があれば、教えていただければと思います。

[事務局]

協議の場に位置づけている自立支援協議会の専門部会において地域課題を共有し、部会員の目線からご意見を頂戴しまして、その意見を自立支援協議会の全体会で提言をいただいた中で、市の施策として反映できるものか検討させていただき流れで考えております。

[委員]

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、自立支援協議会の回数を見込まれているということですが、目標設定や評価を全体会の中で行うのは難しさを感じるのですが、やり方を変えたりする形で進めるようなイメージでしょうか。また、各専門部会の進行については事務局と市が協議等をされて進めているのでしょうか。

[事務局]

障害福祉サービスから地域移行する場合は、もちろん我々が中心となるわけですが、病院から地域移行する場合は我々としても難しさを感じておりまして、まずはそれぞれの役割を繋いでいくことから連携していきたいと考えております。

[事務局]

各専門部会の進行については、様々なタイミングはありますが、事務局である基幹相談支援センターと協議しながら進めているところです。

[会長]

他にご質問やご意見はございませんでしょうか。

特にないようですので、続きまして「第4章」について、事務局から説明をお願いします。

《事務局から資料に沿って、「第4章」について説明》

[委員]

成年後見制度法人後見支援事業について、令和3年度は実施無しの見込みとなっておりますが、この度開設された成年後見支援センターとは異なるのでしょうか。

[事務局]

こちらの事業については、法人が成年後見事業を実施するわけですが、現在、成年後見支援センターを社会福祉協議会に委託しております。その中で、法人後見については令和4年度から事業を実施すると伺っているため、令和3年度見込は実施無しとしております。

[委員]

手話の関連になりますが、窓口やイベントで手話通訳者が配置されているのを目にしますが、入院時の意思疎通支援については、加古川市では利用できる状況でしょうか。

[事務局]

個人派遣という形で、利用者の依頼により市に登録している手話通訳者を派遣し、意思疎通支援を行う事業がありますので、入院時においても利用していただけます。

[委員]

その他事業の中で、これまで「はぐくみの旅」というものをしていただいていたのですが、この事業はもう終了したという認識でしょうか。

[事務局]

昨年度まで事業を実施しておりましたが、社会参加を促進していく施策という観点では、バス移動する際に一堂に会して交流することが困難ということもあり、オリンピック・パラリンピックもありますので、スポーツを通して市民の方と一緒に交流する形で進めていきたいと考えております。

[委員]

手話が必要な方が入院された際に、個人派遣できるということでしたが、費用負担はどうなっていますでしょうか。また、スポーツ教室について年4～5回実施しておりましたが、今年度は年明けにボッチャをすると聞いています。来年の動向はいかがでしょうか。

[事務局]

まず、手話通訳の派遣費用については、公費での負担となりますので、本人負担はございません。

次に、スポーツ教室について、今年度は新型コロナウイルスの影響で開催できていない状況ですが、年明けの状況を踏まえ、子どもから高齢の方まで一緒にできるボッチャでの開催ができればと考えております。来年度以降については、オリンピック・パラリンピックもある中で、障がいのある方もない方も一緒にスポーツをできる取組を他部局と連携しながら検討していきたいと思っております。

[会長]

第3章・第4章の見込量のところで、実績と見込量の記載がありますが、第5期計画から変更して「〇見込量」だけの記載でよいでしょうか。

[事務局]

ご意見のとおりですので、記載方法は整理させていただきますが、ご意見を反映する形で進めさせていただきます。

[会長]

他にご質問やご意見はございませんでしょうか。

特にないようですので、続きまして「第5章・第6章の変更点」について、事務局から説明をお願いします。

《事務局から資料に沿って、「第5章・第6章の変更点」について説明》

[会長]

事務局からの説明が終わりました。

「第5章・第6章の変更点」について、何かご意見・ご質問がありましたらどうぞ。

[委員]

新型コロナウイルスの影響もあり、私たちの事業もできなくなっていました。一段落した際に12の事業者に集まっていただき、どういった対処をされたかといったお話しをしました。その中で、ある事業者が感染症対策のマニュアルのようなものを作っていないかといった意見があったのですが、市で事業者向けのガイドラインやマニュアルといったものは作られる予定はありませんでしょうか。

[事務局]

厚生労働省から事務連絡という形で、職員が感染した場合と利用者が感染した場合の通知が出ております。しかし、コロナウイルスに関する通知は膨大な量であったことから、事業者もなかなか通知を読み込む余裕が無いといった実情もあるかとは思いますので、まずは児童の通所施設からと考えておりますが、10月後半を目途に事業所を訪問しコロナウイルス対策の状況を確認させていただくとともに、通知を整理したものを配付させていただこうと思っています。ですので、市が定めるという形ではなく、まずは厚生労働省の定めたものを参考にさせていただきたいと考えております。

[委員]

避難行動要支援者制度の活用について、実際のところ地域差があるようですが、その地域差の対策は難しいでしょうか。

[事務局]

制度の実施にあたって、所管課となる危機管理課が各地域を伺いまして、しっかり説明を行ってきたところですが、地域の高齢化など課題もあり、制度の活用については、地域で訓練しているところとそうでないところの差が生まれてしまっているのかなというところだと思います。

[会長]

他にご質問やご意見はございませんでしょうか。

それでは、ここで計画全体を振り返りまして、ご質問やご意見がございましたら。

[委員]

日中活動系サービスの見込量確保のための方策に「緊急時における短期入所、医療的ケアが必要な人や行動障がいがある人の短期入所の利用の円滑化を図ります。」と記載されていますが、親亡き後や親が高齢化していく中で、これは本当に難しいことで、行動障害がある場合は受け入れを断られることもありますので、実現できるようにお願いしたいと思います。

また、グループホームについても、事業所数は増えていっているものの、重度の方の受け入れはまだ充分ではないと考えておりますので、そのあたりも計画を進めていく中で取り組んでももらいたいと思っています。

[会長]

文中に出てくる「障がい者」「障がいのある人」や「等」「など」が混在していますので、使い分け等の整理がされているのか、再度確認をお願いしたいと思います。

それでは、他にご意見やご質問がなければ（２）パブリックコメントの実施について事務局から説明をお願いします。

（２）第６期加古川市障害福祉計画及び第２期加古川市障害児福祉計画に係るパブリックコメントの実施について

《事務局から資料に沿って、（２）パブリックコメントの実施について説明》

[会長]

事務局からの説明が終わりました。

「パブリックコメントの実施」について、何かご意見・ご質問がありましたらどうぞ。

[委員]

今回のように、ご自身に関係のある計画に一番関心のある方というのは、施設に長期間入所されている方だと思います。今後どういった政策が進めていかれるかを知る機会が少ないと思うので、必ずしも公的機関に意見提出箱を設置しなければならないといった規定がないのであれば、こういった点を配慮されてはどうかと思います。

[事務局]

公的機関に限らせていただいておりますのが、やはり個人情報を取り扱うものになりますので、民間に依頼し実施したとしても管理の責任が負えないという点がございます。そのため、市内の施設入所支援の事業者にはパブリックコメントを実施したタイミングで、周知を行う形で進めたいと考えております。

[会長]

他にご質問やご意見はございませんでしょうか。

[事務局]

事務局から失礼します。本日、ご協議いただきました内容を計画に反映していきますが、パブリックコメントの実施も迫ってきておりますので、できましたら反映後の素案については、会長に一任で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

《異議なし》

[事務局]

ありがとうございます。それでは、会長にご報告させていただき、進めさせていただきます。

[会長]

他にご質問やご意見はございませんでしょうか。

《全委員質疑なし》

[会長]

それでは、特にないようですので、本日予定しておりました議事は全て終了とさせていただきます。

皆様の熱心なご協議、感謝いたします。

また、本日の議事が円滑に進みましたことお礼申し上げます。

3 閉会

以 上